

蕨市スポーツ協会支部規程

(目的)

第1条 この規程は、蕨市スポーツ協会規約第22条に基づき、必要な事項を定める。

(支部長)

第2条 各支部に、支部長及び副支部長をおく。支部長及び副支部長は市内在住者とする。

(理事選出)

第3条 蕨市スポーツ協会規約第11条に規定されている理事は、各支部の支部長が推薦し、市内在住者とする。

2 各支部における理事の人数は、各支部の町会数に応じ、次のとおりとする。

- (1) 町会数が5町会以下の支部は1名
- (2) 町会数が6町会以上10町会以下の支部は2名
- (3) 町会数が11町会以上の支部は3名

(支部規約)

第4条 各支部はそれぞれ支部規約を作成し、会長に届け出なければならない。支部規約に変更が生じた場合も同様とする。

附 則

この規程は、平成24年 5月 9日から施行する。